

福岡県公報

平成22年7月26日
第3139号

目次

告示(第1249号 - 第1258号)

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出

(中小企業振興課)	1
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課) 1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
解除予定保安林の所在場所等	(森林保全課) 2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 3
保安林の所在場所等	(森林保全課) 3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課) 3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課) 4

告示

福岡県告示第1249号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 届出年月日
平成22年7月1日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 スーパーセンタートライアル甘木店
 - 所在地 福岡県朝倉市屋永字西原4309番1 外
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	変更前	変更後
荷さばき施設①	午前6時00分から午後10時00分まで	変更なし
荷さばき施設②	午前6時00分から午後10時00分まで	24時間

福岡県告示第1250号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成22年7月14日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年7月26日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
みやま市山川町重富(山川地区三峰換地区)	換地計画書の写し	平成22年7月26日から平成22年8月23日まで	みやま市役所 山川支所

福岡県告示第1251号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年7月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字下見269番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大牟田市上官町3丁目176番地 セジュール上官A203号

南 容子

福岡県告示第1252号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年7月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

築上郡築上町大字石堂516の4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第1253号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

築上郡上毛町大字東上191、192、200の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

191・192・200の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1254号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女市矢部村北矢部字堀田川666、字アセリ982の1、字御谷6503の1、6504の1、矢部村矢部字石岡山田4103、4106の3、4106の20、字二ツ尾中道4108の3、4109から4111まで、4113の2、4113の3、4114の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1255号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木大山字獺口575から582まで、588、590の1、590の2、593、596、597、598の1、598の2、599の1、601、610の1、610の2、611の1、611の2、612、613、615の1、615の2、619、620の1、620の3、620の4、622、627から630まで、632、635、636、641から644まで、646、648、649、650の1、651の1、651の2、662、663の2、663の3、680の2、687の1、687の2、694の1、694の2、700の2、722、725、726の1、727、730、732、字荒谷758の1、字馬ノ谷819、821から824まで、834の1、837の1、854の2、859、861の1、863の1、865の1、866から873まで、874の1、875の1、876、877の1、879、881、883の1、883の4、885、886、889、890の1、890の2、890の4から890の6まで、891、894、895、898から901まで、903の1、904、905の1、905の2、907の1から907の3まで、909、911、913の2、913の3、913の7、913の8、914、字戸石947の2、949、960、961、980の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1256号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年7月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

田川郡添田町大字津野字田代山7382の2、7382の3、7382の6

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1257号

黒土西部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年7月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
霍田 忠彦	豊前市大字永久362番地
緒方 進	" 大字河原田270番地
末吉 警	" 大字薬師寺544番地
而畑 登志己	" 大字鬼木374番地
杉本 博文	" 大字薬師寺255番地 1
吉高 一信	" 大字挟間297番地
今吉 義明	" 大字才尾39番地 1

2 退任監事

氏名	住所
杉本 義正	豊前市大字永久80番地
増田 小太郎	" 大字薬師寺589番地 1

3 就任理事

氏名	住所
霍田 忠彦	豊前市大字永久362番地
緒方 進	" 大字河原田270番地
末吉 警	" 大字薬師寺544番地
而畑 登志己	" 大字鬼木374番地
杉本 博文	" 大字薬師寺255番地 1
吉高 一信	" 大字挟間297番地
今吉 義明	" 大字才尾39番地 1

4 就任監事

氏名	住所
杉本 義正	豊前市大字永久80番地
恒成 勝	" 大字薬師寺742番地 1

福岡県告示第1258号

上新入土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年7月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
貞光 弘利	直方市大字上新入2961番地
磯邊 照義	直方市大字上新入3445番地
石田 豊隆	直方市大字上新入2901番地
岡松 秀樹	直方市大字下新入2620番地
高倉 実	直方市大字上新入2611番地
貞光 幸一	直方市大字上新入3433番地
田代 隆幸	直方市大字下新入1604番地
貞光 誠一	直方市大字上新入3430番地

2 退任監事

氏名	住所
田代 健一	直方市大字上新入2904番地
石田 幸男	直方市大字上新入2985番地

3 就任理事

氏名	住所
貞光 弘利	直方市大字上新入2961番地

磯 部 照 義	直方市大字上新入3445番地
石 田 豊 隆	直方市大字上新入2901番地
岡 松 秀 樹	直方市大字下新入2620番地
高 倉 実	直方市大字上新入2611番地
貞 光 幸 一	直方市大字上新入3433番地
田 代 隆 幸	直方市大字下新入1604番地
貞 光 誠 一	直方市大字上新入3430番地

4 就任監事

氏 名	住 所
田 代 健 一	直方市大字上新入2904番地
石 田 幸 男	直方市大字上新入2985番地